

6・6 海上人命安全条約等の改正

平成 21(2009)年 6 月に開催された IMO 第 86 回海上安全委員会 (MSC86)において、海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 等の改正が以下のとおり採択された。

(1) アスベスト含有材料の新規搭載全面禁止

平成 14(2002)年 7 月 1 日以降、アスベスト含有材料の船舶への新規使用が原則禁止され、一部に例外が認められていたが、アスベストを使用しない製品への代替が可能となったため、アスベスト含有材料の使用が全面的に禁止される。これは平成 23(2011)年 1 月 1 日以降すべての船舶に対して適用される。

(2) ECDIS の搭載義務化

航海用電子海図を液晶モニター等に表示させる電子海図情報表示装置 (ECDIS) の搭載が、以下のとおり一定の船舶に義務付けられる。

建造日	船種	船型	適用時期
2012 年 7 月 1 日以降	旅客船	500 総トン(GT)以上	新造時
2012 年 7 月 1 日より前			2014 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
2012 年 7 月 1 日以降	タンカー	3,000GT 以上	新造時
2012 年 7 月 1 日より前			2015 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
2013 年 7 月 1 日以降	タンカー以外の貨物船	1 万 GT 以上	新造時
2014 年 7 月 1 日以降		3,000 以上 1 万 GT 未満	
2013 年 7 月 1 日より前		5 万 GT 以上	2016 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
		2 万以上 5 万 GT 未満	2017 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
		1 万以上 2 万 GT 未満	2018 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで

(3)BNWAS の搭載義務化

居眠り等当直者の異常を感知した場合に船橋、船長室等に警報を発する航海当直警報システム (BNWAS) の搭載が、以下のとおり一定の船舶に義務付けられる。

建造日	船種	船型	適用時期
2011 年 7 月 1 日以降	旅客船	全船	新造時
	貨物船	150GT 以上	
2011 年 7 月 1 日より前	旅客船	全船	2012 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
	貨物船	3,000GT 以上	2012 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
		500 以上 3,000GT 未満	2013 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで
		150 以上 500GT 未満	2014 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査まで

(4)燃料油に対する MSDS 提出義務の明確化

平成 21(2009)年 7 月 1 日発効の改正 SOLAS 条約により、油および燃料油の積載前に MSDS (Material Safety Data Sheet:製品安全データシート)の提出が義務付けられることとなるが、当該燃料油には貨物としてだけでなくバンカーとしての燃料油も含まれることを明確にする同条約改正案が採択された。

なお、本改正は平成 23(2011)年 1 月 1 日に発効する見通しであるが、発効日に依らず早期に適用するよう各国主官庁に要請することが併せて決議された。